

市長等の措置に係る通知書

(福祉部)		2022年3月25日監査執行	
No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>補助金の執行は適正か (地域共生社会推進室)</p> <p>①事業費を超過した補助金について、戻入等の措置を講じていない。 (藤沢市支えあう地域づくり活動事業補助金) ・地区ボランティアセンター事業</p> <p>補助団体の前年度(令和2年度)の収支決算を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や縮小をしたことにより、事業費に占める補助金の割合が100%を超過しているなどの事例が認められた。補助金が超過した場合については戻入等の措置を講じるべきである。</p>	<p>令和2年度分の補助金超過分は次年度に繰越し、令和3年度に補助金超過分の戻入、または事業実施を行い、令和3年度においても戻入や事業実施ができなかったものについては、令和4年度において申請額の減額処理を行った。</p> <p>今後、補助金交付決定通知書に補助金の額を返還させる旨の記載をするなど、交付団体の理解を得ながら対応を行う。</p>	2022年 4月1日

市長等の措置に係る通知書

(福祉部)		2022年3月25日監査執行	
No	指 摘 事 項	措 置 の 状 況	改 善 又 は 検 討 の 目 標 年 月 日
1	<p>委託料の執行は適正か。</p> <p>(介護保険課)</p> <p>①再委託の承諾手続きが取られていない。</p> <p>(介護保険事務処理システム改修(令和3年度法令改正対応(令和3年度適用分))業務、介護保険事務処理システム改修(番号法におけるデータ標準レイアウト改版対応)業務)</p> <p>受託者から再委託承諾願いが提出されているが、再委託承諾手続きが取られていない。</p>	<p>指摘された業務は令和3年度のみ単年度業務であり、すでに業務が完了しているため、承諾手続きを行うことができないが、令和4年度に契約締結した同様の業務について、次のとおり対応した。</p> <p>令和4年6月2日に締結した契約に関し、6月2日に受託者から提出された再委託承諾願いに対して、同日付けで承諾手続きを行い、受託者に通知した。</p> <p>今後、同様の業務委託に係る契約時には、「業務委託執行マニュアル」を活用し、複数人による必要な手続きの確認を徹底する。</p> <p>また、受託者から書類が提出された際には、必ず收受起案を行うとともに、当該「業務委託執行マニュアル」を起案文書に添付し、決裁者が確認できるよう事務処理の運用を変更し、手続きに遺漏のないよう、徹底を図る。</p>	<p>2022年 6月2日</p>